

奈良県部活動の在り方に関する方針 Q&A

- Q. 自校の活動方針及び活動計画を各校がそれぞれに作成し、公開するのですか。
- A. 活動方針については、各校において特色ある取組を進めているという観点からひな形等の提示は考えていませんので、各校の学校経営方針等に基づく、既存の様式の活用又は作成いただくことを想定しています。また、方針等の公開方法については、学校ホームページへの掲載の他、学校便り等の紙媒体やPTA総会等による説明等の方法も可能と考えています。
- Q. 活動計画・活動実績の内容項目について様式例などはありますか。
- A. 方針策定時に、「学校における年間活動計画」、「学校における毎月の活動計画・活動実績」の様式例を示しています。
- Q. 適正な数の部活動とは、どのように判断すればよいのですか。
- A. 教員の負担軽減等の観点も考慮しながら、学校・生徒・地域の実状に応じて適宜検討・改善を促すものであり、生徒の多寡等により一律に部活動数を調整することを求めるものではありませんので、各校の実態に応じて判断してください。
- Q. 「生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。」とありますが、すべての生徒のニーズに応えようとするとう無理が生じるのではありませんか。
- A. 国のガイドラインでは、運動・スポーツ、文化活動に関するニーズは競技力や技能等の向上や大会での好成績だけではなく、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様であることを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置することを示しています。
これを踏まえ、学校・地域の実情等を加味して生徒のニーズに応じた部活動の設置について検討を促すものであり、必ず設置しなければならないものではありません。
- Q. 「参加する大会等を精査する。」とありますが、今まで出場していた大会等であっても出場してはいけないということですか。
- A. そのようなことはありませんが、部活動の状況や部員数など様々な観点から出場する大会を検討してください。また、大会を主催する側も、開催の時期や日程、大会数など検討していく必要があります。
- Q. 生徒の活動の中でどこまでが活動時間に含まれますか。
- A. 本方針における「活動時間」については、以下のように判断します。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。（スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」P. 5注釈より抜粋）

上記でいう「活動時間」とは、競技力や技能等の向上を目的とした活動をしている時間と考えられるため、本方針における活動時間を、運動部については「準備運動の開始から整理運動の終了まで」、文化部についてはこれに準じた活動が行われる時間とします。（2020.2.14 スポーツ庁確認済み）

- Q. 半日授業の日でも、活動時間は2時間程度となるのですか。
- A. 学期中の平日においては、半日授業であっても、活動時間は2時間程度です。

- Q. 土日や休日に、午前中1時間30分、昼食休憩を挟んで午後から1時間30分という活動時間の設定は可能ですか。
- A. 昼食を挟むような活動時間の設定は可能ですが、練習効果や生徒、顧問の負担等を考慮し、計画段階から十分な検討をお願いします。また、活動場所に制約がある場合は、該当する部活動同士で検討するなど、効率的・効果的に部活動が運営できるようにしてください。
- Q. 公式戦などで、宿泊を伴う場合の活動時間の取扱いはどのようになりますか。
- A. 大会やコンクール、発表会等への参加の際は、「平日2時間、休日3時間」といった基準を上回る活動をして差し支えありませんが、大会等の終了後に休養日の振替等適切な対応をお願いします。
- Q. 活動の特性によって、同じ2時間でも活動量に差が出ると思いますが、同じ時間設定でないといけませんか。
- A. 効率的・効果的練習となるように工夫をすることで対応をお願いします。そのため、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」では、中央競技団体等に対して指導の手引きを作成することとしています。
- Q. 試合日程等の関係で、週に2日の休養日が設定できない場合はどのようにすればよいですか。
- A. スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」3-オ及び文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」3-5にあるように、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられます。
- Q. 長期休業（夏休み、冬休み、春休み）中の活動時間は3時間程度ということは、長期休業中の月～金の休養日は週末と同じ扱いでよいのでしょうか。
- A. 長期休業中の休養日は学期中に準じます。

「奈良県部活動の在り方に関する方針」は、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び平成30年12月に文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、生徒の健全な成長の促進や教員の業務負担軽減を目指し、各学校において適切な部活動運営を図るため策定したものです。

ガイドライン及び方針について十分に御了知いただくとともに、ガイドラインや方針で定められた内容について守られていないことが恒常的になっている状況で、万が一事故等が発生したとき、重大な過失として責任を問われる可能性があることをお知りおきください。またこのような場合、死亡や重篤な後遺症を負ったケースでは補償問題に発展する可能性があり、安全配慮義務が十分に果たされていないことを問われることがあります。

各学校においては、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、「奈良県部活動の在り方に関する方針」及び学校の設置者が策定する「設置する学校に係る部活動の方針」を十分に把握し、実践していただき、適切な部活動運営をお願いいたします。